

行動計画策定

従業員が仕事と育児・介護を両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2 内容

目標 期間内に男性従業員の育児休業の取得率を80%以上とする

<対策>

男性従業員が育児休業を取得しやすい職場環境を整備するため、制度内容の周知を徹底するとともに、管理職への啓発や業務分担・体制の見直しを行い、育児休業の取得促進を図る。

目標 期間内に、一人あたりの月平均所定外労働時間を2時間以内とする(法人平均)

<対策>

業務内容の見直しと役割分担の明確化により、業務や所定外労働が特定の職員に偏らない体制を構築し、ICTの活用による業務効率化を進めることで、所定外労働の抑制を図る。

目標 期間内に、年次有給休暇の取得率を80%へ引き上げる(法人平均)

<対策>

年次有給休暇の計画的取得の促進及び業務体制の見直しを行い、法人平均で年次有給休暇の取得率を引き上げる。